

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

結婚

に関連するおもな手続き

市民センターに○のあるものは、
各市民センターでも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	受付窓口 担当課	市民 センター	該当	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートを確認してください	市民課 (1F) 0968-43-1169	○		
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更					
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード				
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります 新しい姓で印鑑登録される方 ※原則本人申請です	・登録する印鑑 ・顔写真付き公的身分証明書 (免許証等)				
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※担当課へご相談ください				

保険 年金

	国民健康保険に加入中で、 姓など資格確認書の記載に変更がある方	新しい資格確認書の交付	変更前の資格確認書	国保年金課 (1F) 0968-43-1527	○		
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険資格確認書、 または資格取得証明書 ・国民健康保険資格確認書				
	最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に 入る方	※山鹿市役所での手続きはありません					
	→国民健康保険に加入する方 資格喪失日より 14日以内	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の資格喪失証明書				
	姓が変わる方または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など				
	姓が変わる方で75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付(後日郵送)	変更前の後期高齢者医療資格確認書				
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出					

こども

	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～高校生年代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・振込先口座の通帳(請求者名義) ・請求者の健康保険の資格がわかるもの※必要なものが揃っていないくても、窓口へお立ち寄りください。	子ども課 (1F) 0968-43-1514	○		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方で、受給者が変わる方、受給者の姓が変わる方 (0歳～高校生年代)	子ども医療費受給者証の変更	・子ども医療費受給者証 ・子の健康保険の資格が分かるもの				
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※担当課へご相談ください				
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	児童扶養手当証書				
		ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失	ひとり親家庭等医療費受給者証	学校教育課 (4F) 0968-43-1638	×		
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※通っている学校に申し出てください				
				福祉課 (1F) 0968-43-0052	○		

高 齢

障がい

	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名・住所変更 (保険証は後日郵送)	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	長寿支援課 (1F) 0968-43-1180	○		
	姓が変わる方で各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更	・負担割合証 ・負担限度額認定証	福祉課 (1F) 0968-43-0052	○		
	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳				

税・料金	上下水道を使用する方または使用をやめる方 世帯員の増減がある方	使用開始・中止・変更の届出	※右記へお問い合わせください	水道局お客様サービスセンター (山鹿市古閑 77) 0968-43-1161	○	
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・キャッシュカード、暗証番号	税務課 (1F) 0968-43-1121		
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出 が必要です。 担当課へご相談ください	都市整備課 (2F) 0968-43-1591		
		市営住宅の同居手続き				

 山鹿市役所

本庁
〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

鹿北市民センター
〒861-0692 熊本県山鹿市鹿北町四丁 1612 番地

菊鹿市民センター
〒861-0406 熊本県山鹿市菊鹿町下内田 713 番地

鹿本市民センター
〒861-0392 熊本県山鹿市鹿本町来民 686 番地 1

鹿央市民センター
〒861-0565 熊本県山鹿市鹿央町合里 158 番地 1

受付時間

あさ 9 時 0 0 分 ~ 夕方 4 時 0 0 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

オンライン申請はこちら



各市民センターでも各種手続きができますが、一部受付していないものもあります。
内側の表でご確認ください。

手続きチェックシート 結婚

ご結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- 全国共通の届出用紙
- ご結婚されるお二人の署名
- 証人（成年二人）の署名

関連する手続きは内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など



- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。